

令和 7 年度災害廃棄物処理対応強化事業企画運營業務委託仕様書

本仕様書は、青森県が委託する「令和 7 年度災害廃棄物処理対応強化事業企画運營業務委託」（以下「委託業務」という。）について適用する。

1 目的

近年、全国的に大雨や地震による災害が頻発しており、本県でも令和 3 年、令和 4 年と連続して豪雨災害により、大量の災害廃棄物が発生した。災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、市町村単体ではなく、県全体での対応力の底上げを図る必要があることから、平時からの「仮置場の設置・運営訓練の実施」及び住民理解の促進に向けた「地域ワークショップの開催」を通じて、官民連携した実践的能力の向上及び災害廃棄物処理に係る初動対応の強化を図るものである。

2 業務概要

(1) 仮置場の設置・運営訓練

(2) 地域ワークショップ

各事業の詳細は、以下のとおり。

3 「仮置場の設置・運営訓練」について

(1) 業務概要

行政や事業者を対象とした仮置場の設置・運営訓練について、企画立案し、運営する。また、訓練不参加者にも訓練結果を情報共有するための報告書を、訓練終了後に作成する。

(2) 対象

県、市町村・一部事務組合、廃棄物処理業者等 50～100名程度

(参加者の募集は県が行う。)

(3) 実施場所及び実施回数

県内 1 か所（津軽地域を想定）で 1 回実施する。具体的な訓練会場は、事前に県と開催地の自治体が協議して決定し、受注者に通知する。なお、公有地等、使用料が発生しない場所とする。

(4) 実施時期及び実施時間

令和 7 年秋に実施する。時間は半日程度とし、詳細な実施スケジュールは、県、開催地の自治体、受注者が協議の上決定する。

(5) 実施内容

(以下は県が想定するものであるが、これを参考として、具体的に企画提案してください。)

①オリエンテーション：訓練の概要や目的を説明

②仮置場の設置訓練：水害又は地震により大量の災害廃棄物が発生したものとし

て、参加者に対し、仮置場内の廃棄物の配置や、搬出入車両の導線・経路等を検討させた上で、品目ごとの仮置場配置を決定し、看板・ブルーシート等を設置させる。

- ③仮置場の運営訓練：参加者を数班に分けて、ロールプレイング方式で、被災者役が持ち込んだ災害廃棄物の受入対応を行う。分別して搬入された場合、混廃状態で搬入された場合、便乗ごみの搬入が疑われる場合への対応シミュレーションを含む。
- ④災害廃棄物搬出訓練：仮置場の管理上の注意点を解説し、処理業者の実態を踏まえた分別積み込みの解説と実演を行う。
- ⑤振り返り、全体講評等

(6) 注意事項

- ①訓練実施の1か月前までに、委託業務に係る業務予定を反映した業務計画書、訓練シナリオを提出し（電子データ可）、県の確認を受けること。内容に変更、追加があった場合には、変更後のものを速やかに提出すること。
- ②訓練に必要な関係資料等を作成し、県の確認を受けた上で当日配付すること。
- ③訓練に必要な資機材、模擬廃棄物、運搬車両及び運転手、重機及び操作員を手配すること。なお、使用する資機材はブルーシート、カラーコーン、杭及びロープ、参加者用パイプいす、看板、拡声器等とし、使用する運搬車両及び重機は、軽貨物トラック（受入れ訓練用）、脱着式コンテナ車（積み込み訓練用）、アイアンフック付きバックホウ（同）等とする。
(資機材等については、企画提案内容に即して適宜変更して構わない。本訓練では敷鉄板、散水用資機材や中間処理施設（木くずや畳の破砕機など）は想定していないが、提案する場合は委託金額の範囲中で実施するものとする。)
- ④当日の進行のために必要なスタッフを派遣すること。また、訓練に係る助言及び講評を行う講師（災害廃棄物対策に精通する専門家又は学識者）を1名選定し、講師の派遣に係る一切の業務（講師謝金及び旅費の支払いを含む。）を行うこと。
- ⑤進行に当たっては、参加者及び参観者に対し、随時訓練のポイントを解説し、参加者等の理解を促すこと。
- ⑥模擬廃棄物やトラック等車両の使用に当たっては、参加者等の安全に支障がないよう措置すること。
- ⑦訓練当日の記録（写真・動画（必須）、講評等の議事録）を行うこと。
- ⑧訓練終了後、課題や疑義を分析するためのアンケートを実施し、訓練結果を取りまとめること。
- ⑨雨天決行とするが、やむを得ず訓練を中止し、又は延期する場合の対応については、県と協議の上、決定する。

4 「地域ワークショップ」について

(1) 業務概要

行政や事業者だけでなく、住民自らが災害廃棄物の特徴や処理の流れを理解し、自助・共助の意識で対応してもらうことを目的とした地域ワークショップを企画立案し、運営する。

(2) 対象

県、市町村、住民（町内会あるいは市町村単位を想定）、社会福祉協議会職員（ボランティア担当）、廃棄物処理業者等 20～30名程度
（参加者の募集は開催地の自治体が行う。）

(3) 実施場所及び実施回数

県内2か所（津軽地域1か所・県南地域1か所を想定）で各1回実施する。具体的な会場は、事前に県と開催地の自治体が協議して決定し、受注者に通知する。公民館等の公共施設を想定しているが、使用料が発生する場合は県が負担する。

(4) 実施時期及び実施時間

令和7年秋から冬に実施する（仮置場設置訓練とは時期をずらす）。時間は半日～1日程度とし、詳細な日程は、県、開催地の自治体、受注者が協議の上決定する。

(5) 実施内容

（以下は県が想定するものであるが、これを参考として、具体的に企画提案してください。）

- ①災害廃棄物処理についての基礎的な事項説明：専門家により災害廃棄物の特徴、処理の流れなど基礎的な事項について座学形式で説明する。
- ②災害廃棄物処理についてのワークショップ：初動対応を中心としたワークショップ（町や住民の動き等理解）や、住民広報を試作するワークショップ（災害廃棄物の排出ルール理解）などを実施し、参加者間の共通認識を図る。
- ③災害廃棄物分別の実演：仮置場に排出する前の準備段階として、住民が家財を家の前に搬出することを想定し、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・腐敗性ごみ・危険物などに分別排出する実演を行う。適宜、模擬ごみの使用や、会場近接地で実地訓練することも想定する。

④振り返り、全体講評等

(6) 注意事項

- ①ワークショップ実施の1か月前までに、委託業務に係る業務予定を反映した業務計画書、シナリオを提出し（電子データ可）、県の確認を受けること。内容に変更、追加があった場合には、変更後のものを速やかに提出すること。
- ②ワークショップに必要な関係資料等を作成し、県の確認を受けた上で当日配付すること。
- ③ワークショップに必要な消耗品、物品等を手配すること。
- ④当日の進行のために必要なスタッフを派遣すること。また、災害廃棄物処理についての基礎的な事項を説明したり、ワークショップの全体進行及び講評を行う講

師（災害廃棄物対策に精通する専門家又は学識者）を1名選定し、講師の派遣に係る一切の業務（講師謝金及び旅費の支払いを含む。）を行うこと。

- ⑤ワークショップ当日の記録（写真、動画、講評等の議事録）を行うこと。
- ⑥進行に当たっては、参加者及び参観者に対し、随時ワークショップのポイントを解説し、参加者等の理解を促すこと。
- ⑦ワークショップ終了後、課題や疑義を分析するためのアンケートを実施し、結果を取りまとめること。

5 契約上限額

金5, 113千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※調査費、旅費、資料作成代一切を含む。

支払時期は、成果品の内容を確認した後とする。

6 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

7 成果物

「仮置場の設置・運営訓練」及び「地域ワークショップ」の実施状況をそれぞれ個別の報告書にとりまとめ、青森県環境エネルギー部資源循環推進課に紙媒体で各2部、電子媒体（電子データを収納したDVD-R）で各1セット提出すること。電子媒体には、訓練やワークショップを記録した動画・画像も収納すること。

なお、「仮置場の設置・運営訓練」については、動画を15分程度に編集したものも作成すること（全体及び訓練の内容ごとに分割したものとする）。

また、次の事項に留意すること。

- ・「仮置場の設置・運営訓練」報告書については、今回の訓練を通じて得られた知見（設置及び運営に関する留意的事項、設置から廃止まで時系列的に必要な事項を取りまとめたもの）を記載し、訓練に不参加の市町村も訓練内容を理解し、さらに県内市町村が仮置場を設置し、又は設置計画を策定する際の参考となるようにすること。
- ・県のホームページに掲載することを前提に作成すること。

8 その他

- (1) 契約締結後、県と受注者による円滑な業務実施に向けた打合せを行う。回数は、業務着手前に1回、仮置場設置訓練前に1回（現地確認を含む。開催地の自治体職員も立ち会う）、ワークショップ実施前に各1回（同）を基本とし、その他、必要に応じて対面やオンラインによる打合せを実施する。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。